愛称は「エピカ」に決定

平泉町学習交流施設 完成間近

令和４年１月２３日時点

７月オープン予定の（仮称）平泉町社会教育施設の正式名称が「平泉町学習交流施設」に、愛称が「エピカ」に決定しました。３月下旬の完成に向け内装、外構工事が進められています。

（愛称）「エピカ」
「平泉町学習交流施設」
（多目的ホール、情報発進機能、子育て支援機能など）

１階部分
「平泉町立図書館」
（一般図書、児童図書）

２階部分
「平泉町公民館」
（学習室、実習室、和室、ＩＴ室）

■オープンまでのスケジュール

２月27日（日）　住民説明会
３月下旬　　施設完成
４月～６月　　開館準備
７月１日（金）　オープン

■住民説明会を開催します

期日…２月27日（日）
時間…13:30～15:00
場所…平泉小学校体育館
申込期限…２月18日（金）まで
申し込み・問い合わせ先
教育委員会事務局　☎46-5576
※新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、中止とする場合があります。

■現在の図書館、公民館の利用について

▷図書館は新施設の開館に向けた蔵書点検、図書の移動を行いますので、３月25日（金）から利用できなくなります。
▷公民館の各諸室（研修室など）は、６月末まで、これまでどおりサークルなどでの利用はできますが、新施設へ備品を運ぶ都合から、ＩＴ室など一部は利用できなくなります。

エピカの由来は

イタリア語で「叙事詩（じょじし）」の意味を持つ。
叙事詩とは壮大な物語の事を指し、世界には多くの歴史的な物語がある。平泉町にも壮大な歴史がありそれがつながり今がある。
新しい施設が建ち、この場所で壮大な歴史をつなぎ、そして新たな物語を作っていくのは町民であり、この施設の主役は町民である―という意味を込めて。（佐藤智佳子さん）

愛称募集選考結果

10月１日から１カ月間募集を行い、44点の応募がありました。
11月25日に、町民を含む５人の選考委員により審査を行い、最優秀賞１点、優秀賞４点を選定しました。
表彰式は２月20日（日）に開催する、生涯学習町民のつどいで行います。

最優秀賞　**「エピカ」**
佐藤智佳子さん（一関市・町内勤務）

優秀賞　**「まほろば」**
沖山　　悟さん（平泉字志羅山）
原案「コミュニティセンターまほろばの公棟（むね）」

「いずみん」
千葉　幸弘さん（長島字須崎）

「ひらりん」
佐藤　雅子さん（奥州市・町内勤務）
原案「結び場　ひらりん」

「フラット」
三浦　真也さん（長島字滝ノ沢）
原案「ｂフラットアベ」

住民税非課税世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている非課税世帯などへの臨時特別給付を支給します。

■対象世帯

以下のいずれかにあてはまる世帯
①世帯全員の令和３年度「住民税均等割が非課税」の世帯
②新型コロナウイルス感染症の影響で令和３年１月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯

■給付額…１世帯当たり10万円

■支給対象者…対象世帯の世帯主

■申請方法

▷対象世帯①には町から「給付金支給要件確認書」を２月中旬頃に送付します。内容を確認し必要事項を記載後、同封の返信用封筒で返信してください。

確認事項
○記載された給付金振込口座番号に誤りがないか（空欄の場合は記入し、確認のできる通帳の写しを添付）
○住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯ではないこと

※対象世帯①について、令和３年１月２日以降に転入した人がいる場合、申請が必要です（町に令和３年12月10日時点で住民登録のある人については申請書を送付します）。申請書に必要事項を記載して、添付書類とともに町民福祉課に、直接または郵送でご提出ください。
▷対象世帯②は申請が必要です。なお申請書は２月中頃から町ホームページよりダウンロードまたは町民福祉課窓口で取得できます。
※新型コロナウイルス感染症の影響でない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

■申請に必要な書類（②の場合）

▷申請者（世帯主）名義の通帳の写し
▷世帯員全員の個人番号が分かる書類
▷年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であることが分かる書類など

■支給方法

支給対象世帯については、確認書や申請書が提出され次第審査を行い、世帯主に順次支給する予定です。

■問い合わせ先

町民福祉課　☎46-5562

子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）を支給します。

■対象児童

①令和３年９月分の児童手当支給対象となる児童
②令和３年９月30日時点で高校生（平成15年４月２日～平成18年４月１日生まれ）の児童
③令和３年10月１日から令和４年３月31日までに生まれた新生児

■支給対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い人
※令和２年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の人は支給対象外です（特例給付受給者など）

■給付額

対象児童一人当たり５万円

■申請方法

▽先行給付金受給者および申請者については、プッシュ型による支給を行いますので、申請は不要です。支給対象者へは１月下旬に支給通知文書を発送していますので、届いていない場合はご連絡ください。
▽先行給付金をまだ受給していない場合は申請が必要です。申請書に必要事項を記載の上、３月31日（木）までに提出してください。

■支給方法

プッシュ型による支給については、児童手当の振込指定口座などに１月28日に支給済みです。その他の人については、申請書が提出され次第審査を行い、順次給付金を支給します。
※指定口座を解約などしており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、振込指定口座の変更手続きなどをお願いします。ただし新規振込指定口座は、受給者本人の口座に限ります。
※指定口座への振り込みが口座の解約や変更などによりできない場合は、給付金が支給されませんので、３月31日（木）までに必ず対応をお願いします。

■問い合わせ先

町民福祉課　☎46―5562